

各部・課長あて

市 長

令和5年度（2023年度）予算編成方針について

このことについて、下記のとおり予算編成方針を通知する。

記

国の動向

8月の内閣府の月例経済報告では、『先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等を背景とした海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇による家計や企業への影響や供給面での制約等に十分注意する必要がある。』としている。

このような状況のもと、令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」では、国内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せる中、国民生活や経済への更なる打撃を抑制しつつ、成長と分配の好循環、コロナ後の新しい社会の開拓をコンセプトとした「新しい資本主義」により、課題解決と経済成長を同時に実現するとしている。

なお、政府による新たな政策発表について注視し、迅速かつ的確に本市の予算要求に反映していく必要がある。

本市の財政状況

本市における財政状況は、令和3年度決算において、財政の健全性の判断基準である実質公債費比率で5.8%、将来負担比率で30.7%と、早期健全化基準を大きく下回る優良な状態を維持しており、財政の弾力性を示す経常収支比率においても82.9%と、前年度に比べ4.5ポイント良化している。

しかしながら、依然として新型コロナウイルス感染症の影響が継続している中、輸入資源価格の高騰や円安による物価上昇への対応のほか、近年多発している災害へ備えるためにも、本市としても、今後における財源確保に留意が必要であり、諸事業の執行については、再度、効果や必要性を精査することが肝要である。

予算編成に当たっての基本的な考え方

令和5年度当初予算は「第5次三島市総合計画」の3年目であり、前期基本計画の中間年となることから、市が目指すべき姿を再確認し、今やるべきことを、市の重要施策である「ガーデンシティみしま」「スマートウェルネスみしま」「コミュニティづくり」の3つの柱や、国際的な目標であるSDGsにおける位置づけも意識し、強力で押し進めていくものとする。また、「スマート市役所」として、DX（デジタル・トランスフォーメーション）による市民の利便性向上

及び業務の効率化に努めること。

新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵攻の影響もあり、生活様式や社会経済情勢などが劇的に変化する中、「今までやっていた事業だから継続する」といった考え方は全く通用しない。市民等のニーズを的確に把握し、応えていくためには、より必要性の高い事業、より効果的な事業への転換が必須であり、それらを継続的に支えていくための持続的発展に繋がる取組が重要であることを、常に念頭に置き取り組まれない。

なお、当初予算は、年度間のすべての収入と支出を見込んだ年間総合予算として、次の事項に十分留意した予算編成を心がけること。

1 事業見直しの徹底

事業の優先度を明確にし、市民の生命・財産を守る事業や、より効果が高い事業に対してヒト・モノ・カネを集中できるように、事業の廃止・凍結・縮小など大幅な見直しを図ること。

2 働き方改革に沿った事業の見直し

事業の必要性を十分に精査し、真に必要と判断した事業についても、従前の手法で実施するのではなく、「スマート市役所」として、常に作業効率の向上を図ること。

3 経費節減の徹底

すべての事務事業には、市民の皆様に納めていただいた大切な市税が使われていることを念頭に、一般行政経費については、光熱水費や物品価格の高騰があることを踏まえ、内容を見直すなど最小限の要求とし、義務的経費についても、真に必要とするものを十分精査した上で予算要求すること。

4 持続的発展に向けた取組

三島市の将来的な発展に繋がる事業については、新規提案も含め積極的な取組に努めること。

5 最新情報の収集

編成過程において、新たな政策決定がなされたものや、国・県の予算案、制度改正等が判明したものについては、予算編成途中でも適宜修正するため、動向を注視し、最新情報の収集を的確に行うこと。

6 特別会計・企業会計について

一般会計に準じて予算編成を行い、企業性格を十分に発揮した適正な収入の確保と、より一層の経営の合理化による経費節減を図り、独立採算の原則を順守すること。

なお、各保険料や使用料の収入未済は、負担公平の原則を崩すことから、その縮減に努めること。

歳入に関する留意事項

1 財源の的確な確保

新型コロナウイルス感染症の影響が不透明ではあるが、可能な限りの精度で予測を行い、極端に過大・過小な要求とならないよう留意すること。

市税をはじめとする徴収金の収納率の向上を図ることはもとより、市有財産の有効活用や広告事業の一層の拡充に取り組むなど、既成の概念にとらわれない新たな自主財源の創出に努めるとともに、クラウドファンディングの積極的な導入を図ること。

また、積極的にあらゆる支援制度を模索し、特定財源の確保に取り組むこと。

2 国・県支出金

国・県の予算編成の動向、制度改正について最新の情報収集に努め、補助対象となる事業を単独事業で行うことのないよう十分留意すること。

なお、既定の補助対象事業が廃止・縮減された事務事業への一般財源の充当は、原則行わ

ない。

3 使用料及び手数料

受益者負担の原則から、現状の社会経済情勢に則した適正料金への見直しを行い、市民負担の公平を図ること。

施設の使用料等については、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、稼働率の向上に努めること。

4 市債について

市債は、その償還が後年度の大きな財政負担となるとともに、財政健全化判断比率に影響を与えることから、その充当事業の投資効果について十分な検討を行い、慎重な対応に努めること。

歳出に関する留意事項

1 会計年度任用職員

業務棚卸等による事務の整理・改善を進める中、その必要性について明確な根拠のもと要求することとし、原則として増員は認めない。

勤務形態については、パート勤務を基本とし、フルタイム勤務は必要最小限とすること。

なお、単に事務量の増加による新規要求及び課内経理事務補助要員の要求は認めない。

2 旅費

必要性を十分検証するとともに、一人で行くことを原則に厳しく抑制すること。

web 会議やリモート研修の活用など、新型コロナウイルス感染症対策と併せて旅費の抑制に努めること。

3 需用費

光熱水費や物品価格が高騰を続ける中、安易に増額するのではなく、運用方法や事業内容を精査し、最小限の要求とすること。修繕料については、包括管理業務委託に含まれるものを重ねて計上しないこと。

4 委託費

行政関与の必要性、委託の効果、事業の公平性や緊急性を再検討し、最小限の要求とすること。

5 扶助費

国・県の施策によるものは、制度改正等の動向を注視し的確な見積りを行い、市の単独施策によるものは、制度の改廃を含めその在り方を十分検討し、適正な支援に努めること。

特に、対象人数、単価の積算に当たっては、本市全体の一般財源の配分に大きく影響するため十分に精査すること。

6 投資的経費

今後、多額の市債発行や一般財源を要するファシリティマネジメント関連の事業が控えていることから、事業の必要性、緊急度、投資効果等を十分検討し、真に市民が必要とする事業を重点的に選択し要求すること。

7 補助金・負担金

すべての補助金・負担金について、コロナ禍における実施状況等を鑑み、引き続き廃止又は一時凍結を検討するとともに、継続するものについては、金額の見直しを図ること。

また、市単独補助金については、補助金ガイドラインを活用する中で、新型コロナウイルス感染症の状況も考慮し、年度を限定した縮小・中断などを継続すること。

その他

上記以外にも、予算編成事務要領等を熟読の上、予算の要求をすること。